



税 務 課 長	片 山 茂
町 民 生 活 課 長	脇 本 健二郎
住 民 課 長	水 川 綾 子
社 会 福 祉 課 長	中 下 義 博
こ ど も 課 長	森 川 雅 枝
建 設 課 長	木 村 生 栄
上 下 水 道 課 長	早 稲 田 誠
教 育 長	佐々木 智 彦
教 育 次 長	伊 藤 仁 士
学 校 教 育 課 長	森 山 真 文
総 務 課 主 幹	中 村 修 介
防 災 課 主 幹	森 原 宏 生
防 災 課 主 幹	島 田 友 和
環 境 セ ン タ ー 所 長	岡 田 隆 弘

~~~~~○~~~~~

7. 職務のため委員会に出席した者の職氏名

|             |         |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 辻 千 奈 美 |
| 主 査         | 水 野 啓 太 |
| 主 事         | 木 村 俊 英 |

~~~~~○~~~~~

8. 付 託 案 件

- 第 32 号 議 案 海田町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 第 33 号 議 案 会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について
- 第 34 号 議 案 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 40 号 議 案 令和元年度海田町一般会計補正予算（第2号）
- 第 41 号 議 案 令和元年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

~~~~~○~~~~~

## 9. 議 事 の 内 容

午前8時59分 開会

○委員長（佐中）皆さん、おはようございます。昨日に続いて御苦勞様でございます。ただいまより予算委員会を開催をいたします。定数16、欠員1、辞退1、出席委員14名、定足数に達しておりますので、委員会は成立をしております。町長より、審議に入る前に発言の申し出がありますので、町長の発言を許可いたします。はい。町長。

○町長（西田）皆さん、おはようございます。早朝より御苦勞様でございます。本日は、令和元年度補正予算及び関係諸議案について、十分に御審議をいただき、議決をいただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（佐中）以上で終わります。直ちに本日の会議を開きます。お手元の審査進行表に基づいて行います。昨日、5件付託されましたので、次第に基づいて順次審議を行います。

まず最初に、審議に入る前に、私の方から、一言皆さんにお願いと御注意を申し上げます。本委員会の委員長から最初に申し上げますのは、委員長は、会議の秩序を保ちお互いが平等で審議し進行するのが、最大の目的でございます。発言を許可している以上、説明員、委員の発言中の不規則発言による発言は妨害となりますので、御注意をお願いいたします。委員の皆さんの発言については、緊張感は必要でございますが、荒げた発言、声を荒げて、張り上げて、荒々しく、委員としてふさわしくない言葉、あるいは恫喝的な発言は会議の秩序を乱しますので、注意してくださいますようお願いを申し上げます。また、委員や説明員の発言中に不規則発言などで発言を止めた場合があれば、発言妨害となり、委員会条例第19条1項の規定により適切な対応をいたします。それは、言葉遣いに気を付けることは、人を大切にすることです。また、説明員にストレスがかかるような発言は、パワハラにつながりますので、言葉遣いに気を付けていただきますようお願いをいたします。なお、委員長の命令に従わない場合は、委員会条例第19条2項の規定により、発言禁止、退去命令に該当しますので、御注意をお願いいたします。何回も注意しても従わなかった場合は、一時発言禁止を命ずることもございます。場合によっては退場を命ずることがありますので、よろしく願いをいたします。なお、会議の休憩時間中でも説明員は勤務時間中なので、最善の御配慮を併せてお願い

を申し上げます。質疑は簡潔明瞭にお願いをいたします。なお、説明員におかれては、質疑の趣旨を十分把握をし、的確、簡潔、明瞭に答弁に努めてください。質疑の確認のため、発言を再度、質疑をするように求めてください。内容が分からずに、お互いが行き違いがあってははいけませんので、発言については、自由に発言をするように許可いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

~~~~~〇~~~~~

○委員長（佐中） それでは、第 32 号議案、海田町森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題といたします。既に昨日、提案理由と議案の説明は終了しております。直ちに質疑に移ります。発言があれば、これを許可いたします。はい、住吉委員。

○委員（住吉） 説明資料 3 の 2 ページの 6 の（2）に公共建築物等への木材利用とございますが、例えば庁舎に木材を利用するとして、それに譲与税を財源として充てるというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○委員長（佐中） はい、建設部次長。

○建設部次長（龍岩） この度の庁舎がどうかというところまではいかないと思いますが、最終的には、そういう建築物に対して、木材を使うというのを柱にした施策を、今後打っていくというふうに御理解いただきたいと思います。

○委員長（佐中） はい、住吉委員。

○委員（住吉） 施策云々ではなくて、この財源の使い方です。この公共建築物へ木材を利用する場合、今、例で庁舎を出しましたが、例えば何か建てる際、木材使ったら、その部分にこの財源を充てるのか、そうではなくて海田町内の木材を購入するために使うのか、この財源の使い方です。

○委員長（佐中） はい、建設部次長。

○建設部次長（龍岩） 細やかなところまではですね、まだ提示がされておきませんので、概略のところの説明いたしますと、今おっしゃったような使い道もあると思いますし、町内の木材に限らずですね、広島県内の木材を使うといったことも可能になるだろうというふうにはお聞きしております。

○委員長（佐中） ほかに、岡田委員。

○委員（岡田） この森林環境税ですけれども、1 人年間 1,000 円ということなんですが、徴収はちょっと先になるんですけど、町が、いくら徴収をするんですかね。譲与税として、基金としてこう入ってくるのは、2 ページに書いてあるんですけども、町全体でど

れぐらいの徴収額になるんですかね。

○委員長（佐中）はい、財政課長。

○財政課長（吉本）森林環境税につきまして、町においては、令和6年度から個人住民税、均等割と合わせて、年額1,000円を賦課徴収しまして、今現在の試算で言いますと、対象者約1,500人掛ける1,000円で約1,500万円を想定しております。

○委員長（佐中）ほかにございませんか。はい、岡田委員。

○委員（岡田）それとですね、この、森林の面積と、それと多分町有林は別個になるんだと思うんですけれども、どういうんですかね、対象となる面積というか町全体の森林の面積と、そしてこの、今から、例えば譲与税がおりてきたときに整備をする森林の面積があると思うんですけれども、それ、広さをお願いします。

○委員長（佐中）財政課長。

○財政課長（吉本）資料3の4の下段の表の方にも記載しておりますが、この森林環境譲与税については、私有林人工林面積が50パーセント、林業就業者数が20パーセント、人口30パーセントに基づき按分されるもので、本町においては私有林人工林面積が28ヘクタールでございます。

○委員長（佐中）いいですか。続きがある。いや、ちょっとはっきりしなさい。あるんかないんか。じゃ、岡田委員。

○委員（岡田）それと、林業に従事しとる方ですよ、それは何人ぐらいおられるのか。

○委員長（佐中）はい、財政課長。

○財政課長（吉本）林業就業者数につきましては、27年度国勢調査において3名でございます。

○委員長（佐中）ほかに。はい、崎本委員。

○委員（崎本）財政課長、さっきのあれで、1,500人じゃなしに1万5,000人じゃないんですか。

○委員長（佐中）はい、財政課長。

○財政課長（吉本）失礼しました、答弁を訂正させていただきます。約1万5,000人掛ける1,000円で、約1,500万でございます。大変失礼いたしました。

○委員長（佐中）ほかに。はい、大江委員。

○委員（大江）ここに課税される森林環境税を財源として、市町村及び都道府県が実施する森林整備及びその促進に関するもので、今のいう私有林ですかね、この財源は、私有林

の、山が放置されたようなところにも、これは使用できるのでしょうか。

○委員長（佐中）はい、建設部次長。

○建設部次長（龍岩）はい、お見込みのとおりでございます。

○委員長（佐中）ほかにございませんか。はい、宗像委員。

○委員（宗像）建設産業委員会でも説明を受けて誰かが質疑した件ですが、全員で認識するためにあえて質疑させていただきます。これは広島県が行ってる森づくり森林税と、新たにできるこの森林環境譲与税、これ、重複課税の可能性が出てくると思うんですが、その辺について、今後どのような形態になっていくのか、今の段階で分かるかどうか分かりませんが、分かる範囲での説明をお願いしますか。

○委員長（佐中）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）まず広島県の説明によりますと、森づくり事業で実施できない箇所が、この、譲与税ができる箇所というような表現となっております。具体的に今示されておるのは、例えば間伐を例にとりますと、施業という言葉が出てくるんですけど、森林を経営するという意思があるかないか、いうところで住み分けをしていくんだという説明を受けております。すなわち、そういう森林を、経営的なことをする意思がないという場合に、この譲与税が対象になる森林というふうに説明を受けております。

○委員長（佐中）はい、宗像委員。

○委員（宗像）私が聞いたのは、重複課税の問題について、今後どのような見解を示しているか、分かる範囲で答弁していただきたいということでございます。

○委員長（佐中）はい、建設部次長。

○建設部次長（龍岩）はい、ちょっと先走って説明してしまいました。そういう住み分けがある中で、重複にならないように台帳等を整理しながら、実施箇所を把握していくという作業をするというふうに聞いております。

○委員長（佐中）はい。岡田委員。

○委員（岡田）去年か、森林経営管理法というのが成立をして、今、次長が言われたようなことで、なって、どういうんですかね、所有権の分からない山林、所有者の不在な山林いうか、そういうふうなものについても、市町村がその管理を設定できるというふうなことになったようなんですけれども、だから、極端に言うたら、所有者の同意を得ずに、町が管理、町に管理が移行できるというふうなことになったらいいんですけれども、そういうふうなときに、町として、ある程度、どういうんか、財産権の侵害みたいなこ

とも起きると思うんですけれども、その対応いうふうなのはどのようなふうにするのでしょうか。

○委員長（佐中）はい、建設部次長。

○建設部次長（龍岩）今、つかんでる情報でお話しさせていただきたいと思いますが、そういう、侵害ということがないように、この森林環境譲与税を使って、台帳整理を、まずしていこうじゃないかというのが、考えの柱にございます。ですから、そういう調査を、この森林環境譲与税の中でして行って、最終的には、今おっしゃったような施策につながっていくというふうに御理解いただければと思います。

○委員長（佐中）ほかにありませんか。はい、前田委員。

○委員（前田）頭が悪いけえよう分からんのじゃがね、まず資料3の1ページの中程ということで、先ほど50、20、30、こういうのがあったね。林業専従者というのか、従事者3名、当然、ここでは、基金だから、ずっと積み上げるんだらう思うんよ。それで、使うのはどの部分、使うんか、よう分からんけ、の。面積が28ヘクタール言うたか、その割合でお金もくれるんじゃろうけども、例えば、元年、3年かいな、126万円。これ、仮に、基金じゃけ積立じゃろう思うけども、使うと仮定したときに、森林の何とかに50パーセント、どうか知らんけども、面積やら、今言う、測量とか調査、単年度やりゃあ、全部、わし分からんけども、済んでしまう。次から要らんようになる。それで、その126万円が、林業3名の、20パーセントが3名で使うんか、その辺がよう分からん。今度は、人口、さっきの納税者だけでいくと、1万5,000人、それで、126万円を、どのようなふうに、今度はそれを使うていくのか、ちょっとこれの配分というか、使い方の意味がちょっとよう分からん。森林を整備するということでは分かるが、調査やなんやらで毎年金入ってくるが、基金だから積み立てるんじゃろう思うが、どの部分を使うてどうしていくんか、そこらの説明がないんじゃが、言うてる意味、分かるか。

○委員長（佐中）はい、建設部次長。

○建設部次長（龍岩）繰返しになりますが、今知り得た情報の中での説明をさせていただきたいと思います。先ほど岡田委員のときにちょっと説明しましたが、台帳を整理した上で、いう話をしたと思います。その台帳整理をまずしていく。それから、必要に応じて境界の確定をする。中には、所有者が、今おっしゃられたように、どなたか分からんよっていうのがあるかも知れません。ですから、そういった追跡調査をしていく。そういう業務を、まず、町内の私有林について行いたいというふうに考えております。1

年間の百二十何万円ですか、それで、今、私が説明したのは到底できませんから、どっかのタイミングで、まとめてこの事業を発注したいと、業務を発注したいというふうに考えております。

○委員長（佐中）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）質疑なしという声がございますが、質疑を終結することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）なしという声がありますので、質疑を終結をいたします。

~~~~~○~~~~~

○委員長（佐中）それでは続いて、33号議案、会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について、これを議題といたします。説明はもう既に終わっておりますので、資料4を参照に。失礼しました。第33号議案、第34号議案、一括しての提案ということで、させていただきたいというふうに思いますので、よろしく願います。はい。多田委員。

○委員（多田）今のパート職員の方を、これからはフルタイムとパートタイムに分けるようになっております。フルタイムの方が、1週間38.75時間以上で、フルタイムでしたら、通勤手当や時間外、退職手当も出るというふうになるんですが、今、フルタイムで働いておられる方を、パートタイムの38.75時間より短い、ここに書いてあるのは、1日7時間に今度するよというふうになってるんだけど、パートタイムだったら、退職手当や時間外手当が要らないから、今、フルタイムで働いている方をパートタイムに落として、落としていうたら語弊があるんだけど、パートタイムにして、1日7時間にして、退職手当を出さんようにするっていうふうにも見えるんだけど、その辺についてはどうなんですか。今までフルタイムで働いている方はフルタイムですべきだと思うんだけど、7時間に落として、パートタイムにして退職手当を出さないよっていうふうに海田町にとって都合のいいようにするのか、今までどおりフルタイムで働いていただくのか、そこら辺について、どういうふうにお考えなんでしょうか。

○委員長（佐中）はい、総務課長。

○総務課長（近森）はい、これはフルタイムの勤務の臨時職員を廃止して業務が回るかということでもあると思うんですが、これにつきましては、それ以上に、退職金もフル

タイムだったら出るいうのもあるんですが、それ以外に、その単価も上げるということもありますので、費用等もありまして、そういう意味から、各所属所においても、業務の効率化と職員間の分担等を行うということで、今のフルタイムを7時間にといいまして、お願いしていることとさせていただきます。

○委員長（佐中）多田委員。

○委員（多田）それは、1時間当たりが911円に今度上がる訳ですから、だけど、7時間45分が、7時間になる。45分短縮になる訳ですね。その分だけで、海田町としてはその退職手当なんか出さなくていいってということになるんで、ですが、さっき課長言われたように、仕事について、今までどおりの、仕事が回るんかどうか。その辺のちょっと心配もある訳よ。その辺について、どの様なお考えがあるでしょうか。

○委員長（佐中）はい、総務課長。

○総務課長（近森）はい、これは、以前、各、今臨時職員等のおられる所属長に対しまして、ヒアリングを行いまして、今現在フルタイムの7時間45分の方を7時間にするということで、業務、先ほども何度も繰返しなんですけど、業務の効率化と職員間の分担等ということでお願いしたところなんですけど、そのときに、どうしてもその対応が、45分の短縮が難しいということでありましたら、あくまでもパートタイムの範囲内で4時間勤務の者2名を採用するというような方法もありますということで、相談させていただいたところとさせていただきます。

○委員長（佐中）ほかに、はい、大江委員。

○委員（大江）すいません、ちょっと分かりませんが、この例えば、環境センターなんかは、人材シルバーから派遣とかいう職員さんがおられますが、そういう扱いは、これはどういうふうに、シルバーから派遣ということですけども、あくまでも、どういう扱いになりますか。

○委員長（佐中）はい、はい、誰が答弁しますか。はい、総務課長。

○総務課長（近森）はい、環境センターのシルバー委託につきましても、これは同じ状況ということ、引き続き同じ状況となります。

○委員長（佐中）ほかに。はい、宗像委員。

○委員（宗像）資料5に絡むことなんですけど、保健センター附属診療所管理者、生活指導員、町営住宅管理人、嘱託員とかいうのが皆削除になります、これ、例えば保健センター附属診療所職員等にしても、これ削除するということは、なくすという理解なのか、そ

れとも別の名称に変えて、そういうものは置いとくという考え方になるのか、これは、ほかの、下の生活指導員、町営住宅管理人についても、どういう扱いを今からしていくのか、置かなくなるのか、別の名前で残していくのか、制度的に。それ、どういう考えでこれをやられてるのでしょうか。

○委員長（佐中）はい、総務課長。

○総務課長（近森）非常勤職員から外れて報償費をすることになると思うんですが、これにつきましては、名称は残るんですが、あくまでも個人と町との契約でもって労働の対価に報償費をお支払いする委託に近い関係となるものでございます。

○委員長（佐中）はい、宗像委員。

○委員（宗像）その場合に、ここを廃止するだけじゃなくて、そちらの方での整備は、どのような形で整備されていくんですか。規則なり条例なりを整備しないと、我々は報酬を出すこともできないですね。その辺の、出すための整備。これは、廃止するのは理解しました、それから、名称を変えてほかの形で出すのは理解しました。そのための整備については、どのようにされるのでしょうか。

○委員長（佐中）はい、総務課主幹。

○総務課主幹（中村）この方々につきましては、非常勤特別職ではなくなるということになりますので、非常勤特別職の条例からは落とさせていただきます。ただし、保健センター診療所の管理者等でありましたら、規則の方で身分が定められておりますので、そちらを改正しまして、町と契約でもって管理者をやっていただけるような立場になってもらう、あるいは嘱託員につきましては、会計年度任用職員に移行して会計年度任用職員として採用するというような形に移行していくものでございます。非常勤特別職ではなくなるというだけでございまして、職がなくなるというものではありません。

○委員長（佐中）はい、宗像委員。

○委員（宗像）保健センターの分については理解しましたが、生活指導員と町営住宅管理人については、今後どういう、だから、規則変えられて何かをやられるということなんですが、その扱いについて、どこでどういうふうな形で整備して、どういうふうにされるんか。一応。それと、下のこれ以下の嘱託員についても、ちょっと御説明願います。

○委員長（佐中）はい、総務課主幹。

○総務課主幹（中村）はい、町営住宅管理人につきましては、町営住宅管理人の個人様との契約をしまして、報償費でお支払いをするというような関係になります。それから、

生活指導員につきましても同様でございます。それから、臨時職員で今おりますプールの監視員さんにつきましても、個人との契約をしまして労働の対価に報償費を支払わさせていただきます。それから、生活指導員さんも同様でございます。服務規律等々、職員であればありますけれども、その部分につきましては、今度は、仕様とか契約の中で守るべきことは謳っていくというような関係になります。

○委員長（佐中）はい、宗像委員。

○委員（宗像）会計年度職員制度の導入についての絡みですけれども、会計年度となると、会計年度というのは4月1日から3月31日という考え方になると思うんですが、それに間違いないでしょうか。

○委員長（佐中）総務課長。

○総務課長（近森）はい、間違いございません。

○委員長（佐中）はい、宗像委員。

○委員（宗像）そうなった場合に、これ、賞与の関係、4月1日採用であれば、6月1日が多分基準日になると思いますので、その3か月分あります。逆に、6月1日から12月1日、この間については、12月が基準なんで丸々フルでもらえる。ところが、12月1日から3月31日、これは、働きながら賞与の対象になりませんよね。そういう不利益については、どのように考えておられますか。

○委員長（佐中）はい、総務課主幹。

○総務課主幹（中村）採用の初年度につきましては確かにおっしゃられるように期間計算によって6月期分が少し少ない金額になります。しかしながら、その人が、もし再度の任用をされまして次の年もたまたま任用されたとしましたら、そこは継続して見ることになりますので、6月1日分というのはフルで2.6月分が、1.3月分が出るというような形で、実質の部分は継続して不利益のないように見るという形でやっていきたいと思えます。

○委員長（佐中）はい、宗像委員。

○委員（宗像）私が当初に確認を取ったのが、4月1日から3月31日ですよと。という確認を取ったはずですよ。ということは、3月31日に、一度切れて、また次の会計年度に入るんじゃないんですか。そのように取れるんですよ。それは継続にならないんじゃないんですか。継続となるという規定はどっかにあるんですか。あるのであれば、その規定について御説明願います。

○委員長（佐中）はい、総務課主幹。

○総務課主幹（中村）地方公務員法会計年度任用職員につきましては、一般職の非常勤職員という位置付けになります。となりますと、一般職でございますので、地方公務員法と労働基準法の適用になります。労働基準法によりますと、実質に雇用が継続している場合においては、それを継続として捉えなければならないことになっておりますので、従前におきまして、年休等、そういうところにつきましては継続しているものとみなして付与しているところでございます。それと同様の考え方で、継続をしているという考えでもって期末手当も支給するものでございます。

○委員長（佐中）宗像委員。

○委員（宗像）地方公務員法を、今おっしゃられたんで、地方公務員法というのは、原則年度を超えて継続してできるような形になってるんです、今、原則ですね、ただ、それができる規定が、どっかに、今おっしゃられたことだったら、変わってると思うんですが、それについて、その今の一般職と同じ扱いをするという説明されましたが、説明だけじゃなくて、実際、それがどこにどういう形できちんと規定をされているのか。で、この条例の中でもそれが織り込まれてるのか。その、当初、元々にある地方公務員法の扱いではなくて、その扱いが、法的根拠がないとできないと思うんですが、それについて、きちんと納得いく説明がされてないんで、再度説明を求めます。

○委員長（佐中）はい、総務課主幹。

○総務課主幹（中村）地方公務員法におきましては、あくまでも、会計年度4月1日から3月31日の末までの任用しかできないというような規定になっております。その方が再度の任用をされるということは認められている状況です。で、労働基準法の方につきましては、例えば年休でございますと、すいません、ちょっと何条かは忘れちゃったけれども、勤務が何箇月以上継続して続いているものについては、すいません、6か月継続勤務しその勤務の全労働の8割以上出勤していれば、その労働者に年次有給休暇を付与するという規定がございまして、それが別表になってございまして、更に、6か月とか継続しましたらまた繰り越すことができるっていう規定がありまして、その根本の考え方といいますのは、会計年度で一旦切れるという考え方ではなくて、その労働期間、雇用期間が何箇月あるか何年あるかというところを継続してみるという部分にありますので、そちらは、その考え方と同様に、期末手当も扱うものでございます。

○委員長（佐中）はい、宗像委員。

○委員（宗像） 確かにおっしゃる意味は理解します。労働基準法と、それからもう一つ、地方公務員法との狭間にあるっていうのは、それは理解するし、今まで、それができないという解釈の下に、いろいろと小細工いうたら言葉が悪いんですけども、やられてきたという実績があると思います。それを、この、これができたから、できるようになった根拠が、はっきり理解できないんですよ。今まで、変な言い方していかどうか分かりませんが、地方公務員法に基づいて、年度で切らなきゃいけない。そのために、1日を空けたりとかいろんなことをやられた経緯が、僕はあると思います、継続させるために。それが、超えてもできる、逆に言うたら、再度はできるけれども再々度はできないとか、いろんな問題があると思うんですけど、その辺が、クリア、本当にできてるんでしょうか。できた上でこの法律の条例なんだろうかっていうのが、どうしても理解できないんですよ。その辺の説明を、もう少し分かるような、きちんと、どういったいかな。地方公務員法と労働法の絡みの中で、確実にそれができるんですということが理解しにくいんですよ。それについての説明が、先ほどから、はっきりした説明がされてないんで、もう一度、丁寧な説明を、分かりやすい説明をお願いします。

○委員長（佐中） はい、総務課主幹。

○総務課主幹（中村） 申し訳ございません。先ほど委員おっしゃられました小細工という言葉がございましたけれども、国とされましても、全国的にそのような、何といたしましうか、取扱いを、本来は継続する部分を継続をしないような、一旦、任用が切れたような取扱いが、全国的に行われていたことを問題視されて、今回の法改正をされたものと聞いております。で、そこにつきましては、地方公務員法では会計年度内での任用ではございますけれども、労働基準法につきましては、今までも労働期間が継続しておれば、それは労働期間が継続していると、実態を見て継続させねばならないという趣旨でございましたので、そこを、あくまでも適正化といいますか、本来あるべき姿に戻していくというような趣旨で、今回の改正になっておるところです。

○委員長（佐中） はい、宗像委員。

○委員（宗像） もう1点だけ、会計年度そういう形が、もしできるようになった場合に、労働法の適用を受けると、労働法だったか、ちょっと法律はしっかり記憶しておりませんが、何年か5年以上ですかね、勤めた場合に、一般職員への、要するに常勤職員への採用という問題がついて回るんじゃないかと思うんですが、それについての適用については、これは適用除外になってるのか、それとも、適用されるのか。当然この会計年

度のこういうのをした場合に、常勤職員の採用という問題が付いて回ると思うんですが、今のおっしゃられた法律に基づけば、それについては、今回適用除外になるのか適用の対象になるのか、御説明願います。

○委員長（佐中）はい、総務課主幹。

○総務課主幹（中村）そちらについては適用除外でございます。

○委員長（佐中）ほかに。兼山委員。

○委員（兼山）総務委員会でちょっと説明を受けたので、そこじゃないところですが、年齢制限のところについては、もう年齢制限を設けないということになってるので、すごくいいことだと、年齢と能力は、全く、そこには関係ないということをちょっと言わせてもらったんですが、その中で、3ページのところで、前歴の加算のところの部分で、考え方をちょっと教えていただきたいんですが、経験年数の一部を考慮して報酬額の決定ということなんですが、これは、加算ですから、もと役職であったりキャリアだというふうに考えてもいいのかなっていうふうに、ちょっと私は考えてるんですけど、それが、そういうことなのかということと、この下の報酬額の一覧表の中に、一番目が事務職員って書いてあるんですが、その下から七つ上ですか、七つ上にも事務職員があるんですが、事務職員が二つあって、下の方は専門的な知識や技術のあるものが、この額になって、そう書いてないものが、一番上が、ただの事務職員ってということになるんだというふうに考えるんですが、先ほどの、経験年数の一部を考慮して、そういったキャリアがあるんだしたら下から7番目の専門的な知識や技術のあるものの事務職員になるのか、それとも、経験年数の一部を考慮して、一番上の事務職員の時間額の911円にプラス、何か加算されるのか、どのような考え方で自分の中で整理したらよろしいかということがちょっと分からないので、説明をいただけますでしょうか。

○委員長（佐中）はい、総務課長。

○総務課長（近森）御質問の一番上、報酬額一覧表の事務職員と、下から七番目の事務職員につきましては、あくまでも上の方が事務補助員という意味の事務職員になります。で、もう一方の方は、専門的な知識や技術のある者ということなんですが、その上の前歴加算の経験年数の一部を考慮して、いうところなんですが、これにつきましては、海田町で勤務していた職員であれば、業務説明等に時間を掛けることなく採用の日から業務に当たることができるということで、その経験年数として勘案するというものでございます。

○委員長（佐中）兼山委員。

○委員（兼山）なので、例えば、元職員であった場合には、その業務内容が、事務職員で、あくまで補助だという職員であったら、その 911 円プラス何ぼかっていう、そういう査定という解釈でよろしいのでしょうか。

○委員長（佐中）はい、総務課主幹。

○総務課主幹（中村）経験年数につきましては、海田町役場で職員若しくは嘱託員、臨時職員として働いていた 1 年間を、1 号級相当として見ようとしております。ですので、その経験年数 1 年につき、報酬の増額分を加算するという考え方で、加算、前歴加算をするという形で考えております。

○委員長（佐中）兼山委員。

○委員（兼山）ですから、例えば、そういう職員の方が、補助だと。事務職員の補助という立場でお勤めされる状況だったら、あくまで、ここの事務職員が一番上のところの 911 円なんだけど、それにプラス査定されるっていう考えでよろしいんですか。それとももう 1 回いきますけど、下から 7 番目の、専門的な知識があるから 1,263 円だっていうそういう、クリア、3 ランクアップっていうんですかね、ランクアップされた時間額に行くのかっていう、どっちなんですかっていうことです。

○委員長（佐中）はい、総務課長。

○税務課長（近森）はい、これはあくまでも任用が上の事務職員で任用されたいうことであれば、その中で、査定で上がっていく。1 号給ですか、上がっていくということでございます。

○委員長（佐中）ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）私の上程の提案の仕方がちょっとまずかったんで、不十分だったんですが、33 号議案、34 号議案は、一括して今審議をしておりますが、ほかにございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）質疑なしと認めますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）異議なしと認め、質疑を終結をいたします。

~~~~~○~~~~~

- 委員長（佐中）続いて、第 40 号議案、令和元年度海田町一般会計補正予算第 2 号、これを議題といたします。資料は、16 から 17、質疑があれば発言を許します。はい、住吉委員。
- 委員（住吉）資源物売払金が 900 万ぐらい増えておりますが、これは、単価が上がったんでしょうか、それとも量が増えたんでしょうか。
- 委員長（佐中）はい、環境センター所長。
- 環境センター所長（岡田）当初予算で単価設定した部分と、実際の入札で決まった単価の上昇もありますし、あと、収集量の方の増加の方もございます。これは、去年豪雨災害等もありましたので、実績の見込みが少し不安定になった部分もあろうかと思えます。以上です。
- 委員長（佐中）ほかに。下岡委員。
- 委員（下岡）資料 16 のですね、25、26 ページ、道路橋りょう災害復旧費 5,610 万ですね。内容が、町道 6 号線及び町道 137 号線西ノ谷川及び西ノ谷川支川実施設計業務委託料となってるんですけども、具体的にですね、場所を示していただかないと、去年の西日本豪雨災害でですね、これに該当する西ノ谷川支川及び本川の方でですね、壊れたところというのはですね、護岸も無数に、無数言うちゃあいけんけども、相当箇所あるしですね、橋についてもですね、その橋のところ詰まってですね、道路やら田んぼへ石やら水が流れ込んだとこいうのは、6、7 か所ある訳ですよ。具体的にですね、どこをどうしようとしてるのか、全く見えない。少なくともですね、護岸についてはですね、もう既に、県においてですね、設計図が上がってですね、工事発注されようとしてて、不調に終わってますけれども、ね、そこの部分は、もう護岸については、もう、この業務は終わってると思うんですよね。だから主には、橋のところは終わっていると思うんですけども、その橋にしたってですね、今言ったように 6、7 か所、私が知ってる限りでですね、いかれてるところがあるんですけど、どこをどうしようとしてるのかですね、具体的に説明してください。
- 委員長（佐中）はい、建設課長。
- 建設課長（木村）はい、こちらの業務は、具体的な区間で申し上げますと、循環バスの回転所、三迫三丁目の一番上にあります循環バスの回転所から上流で、まず西ノ谷川の本線で言いますと、そっから上流に上がった最後の住宅がございます。ちょっと個人名を申し上げていて申し訳ないんですが、森実さんという住宅がございます。そちらまで

の区間、それから西ノ谷川支川につきましても同じく最上流の住宅、湯浅さんという方の御自宅がございます。そちらまでの区間の川について、まず川の予備設計を行います。これは災害復旧ではなくって、流下能力を検証した結果に基づいて、どこから溢れるかというのが概略が分かっていますので、それらに対策を講じるためのものがございます。その中で、今おっしゃられたように橋が支障となっておることがはっきりしておりますので、今回の業務の中で、対象となる橋、町道にあります橋なんですけれども、出合橋という、循環バスの回転所のすぐ前にある橋と、それから西ノ谷川支川を上がっていったところにもう1か所ですね、高岸1号橋という橋がございます。この二つを架替えをすることを想定しております。ただ、二つの橋を撤去した後に架ける橋は3橋、循環バスの回転所のところは、一つの橋が二つの川に架かっておりますので、これがちょっと支障となりますので、それぞれの川に架けるような形で、二つの橋を架け直すということになりますので、道路の方も、ちょっと法線が変わってまいります。したがって、今回の業務は、川と道路と橋とを全て調査した上で、必要な箇所について詳細設計をさせていただくというものでございます。

○委員長（佐中）はい、下岡委員。

○委員（下岡）大体、区間についてはですね、理解しましたけども、今言われたようなことをやるとしたらですね、ちょっと今説明の中でもありましたけども、橋だけのですね、架替えというか改良に留まらずですね、途中の道路もですね、やはり高さを変えたりですね、する必要があると思うんですよね。そういうことになってくるとですね、今言われた区間の中で、現在どうなってるんですね、どういうふうにしようとしてるのかね、全くイメージが分からないんですけれども、少なくとも、イメージが分かるようなですね、資料ですね、必要だと思うんですけれども、委員長、資料請求していただいけませんか。

○委員長（佐中）できる。はい、建設課長。

○建設課長（木村）具体的な箇所等については、まだ詳細設計をしておりませんので、ここということは申し上げられないんですけれども、一応、個別、地図にですね、ここまでの区間について検証、検討しようとしているという資料の方はちょっと御準備はさせていただいておるんですけれども。ちょっと、あの具体的なですね。どこを架替え、橋を架け替えるというのは想定してるんですけれども、どこまでの道路を嵩上げしないといけないとかですね、どういうふうな道路法線に切り替わるかっていうのは、これから

の検証になりますので、申し訳ございませんが、そういった詳細な資料というのは、今の時点では、ちょっと、ございません。

○委員長（佐中）はい、下岡委員。

○委員（下岡）なぜ言うかという点ですね、当然道路の高さが高くなったりする低くなったりするとですよ、そこに接続してる、すぐ横のおうちの出入口がそれに接続してる訳ですから、そこのおうちの出入口まで影響してくるからですね、それが、現在、実際の設計図が上がってない訳ですけども、設計図が上がった段階ではですね、そういうことを含めるとですね、地元に対してきちっとですね、説明しないと、ね、道路、橋だけの問題じゃないから、できるだけ早くそれが分かった時点で、地元にはですね、説明していただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○委員長（佐中）はい、建設課長。

○建設課長（木村）はい、おっしゃられるように、住宅が張り付いている箇所については、そういった影響が十分考えられますので、詳細設計をする、検討する際にですね、それは関係者の方とは当然調整をさせていただくんですけども、計画ができ上がった段階で、できるだけ早い時期にですね、地元の方に、議員さんの方にもですね、御説明をしていきたいと考えております。

○委員長（佐中）ほかに。崎本委員。

○委員（崎本）さっきの続きでございますがね、ちょっと私も分からなかったんですが、ここに橋りょう災害の復旧工事という書いてあって、わし、橋だけでこんだけか思うたら、今の説明やったら、湯浅からこっこの間の間で、の橋か、橋かね、それとも、今、下岡さんが言われた、そこら明確にされなかったんですが、橋の高さがどうのこうの変わるから、この間にに関して、ね、道路と今の川の関係で、そこを、全体的に、今の、実施設計されるという意味で捉えてよろしいんですか。いいですか。そこをはっきりと、どの区間でどういう調査、設計をされるかちゅうことをね、もうちょっと詳しく言われなかったらね、ちょっと分かりにくいので、ちょっとそこをお願いします。

○委員長（佐中）はい、建設課長。

○建設課長（木村）はい、申し訳ありません。今回の業務は、基本的には災害復旧後にインフラの強靱化を目的としております。その目的は、道路管理者として、要は避難路を確保するという点でございます。ですから、一番上のお宅からですね、安全に道路を下りていただけるように改良していくというのが趣旨でございます。それを実施するに

当たっては、まず川の状態がどうか、道路の状態がどうかを確認をした上で、橋の架替えが必要になった。橋の架替えをすると、どうしても今よりも高い位置に橋を架替えますので、その前後の道路も、当然、嵩上げをしていくんですが、住宅がございまして、それらの支障も含めてですね、総合的に検討する必要があると。で、いつも繰返しになるんですけども、あくまでも目的は、避難路を確保するために、道路を安全に通っていただけるようなインフラの強靱化を図るものでございます。

○委員長（佐中）はい、崎本委員。

○委員（崎本）大変私は結構なことだと思いますが、わし、昨日も言うたように、橋のね、設計、測量、こんだけ掛るかと思ってね、実質ね、桁違いじゃないかいうて、財政課長のところ行ったんよ。橋りょういうて書いてあるからね、ほいじゃけん、何か間違いじゃないか言うたんじゃが、今後出されるね、唐谷川もあるし、ね、出されるときにね、今みたいだね、全般的に詳しく説明してもろうたら、はあ、分かりましたいうが、橋りょういうてわし今朝も宗像くんと言うた、三つでも、5,600万も掛かるかのいうて、二つじゃ三つじゃあ言うて、今朝話になっとったんよ。ほいじゃが、今言われるように、全般的に道路改良するのに、全般的に橋を高くして全般的に避難道路を作る、どういふふうにしたらええかちゅう、測量設計だったらね、納得いくんよ。じゃから、納得いくような、数字に納得いくような説明じゃったらね、こういう、質問は出んと思いますが、今後、災害復旧や、いろいろあると思いますが、なるべく分かりやすい説明をお願いしたいと思いますが、どうですか。

○委員長（佐中）はい、建設課長。

○建設課長（木村）御指摘をいただきましたので、今後十分気を付けて説明をさせていただきますと思います。すいません、ちょっと誤解があつてはいけないので、もう一度追加で説明をさせていただきますんですけど、今回は、道路、避難路の確保なんですけれども、今おっしゃられたように、対象区間全部の道路が更新されるということはちょっと想定しておりません。必要な箇所です。あくまでも、水が溢れて危ない箇所の道路は直しますけれども、もう従前から水が溢れる可能性のない道路区間についてはですね、特段改良するつもりはございませんので、あくまでも、必要最小限のインフラ強靱化ということを御了承ください。

○委員長（佐中）ほかに、宗像委員。

○委員（宗像）今の続きなんですけど、まず1点目、一つは、崎本委員がおっしゃられたよ

うに、これ建設産業でも説明を受けたんですが、そのときにも目に見える資料を出していただければ分かりやすいなど、誤解が起きにくいなどというのがあるんで、それはお願いしておきます。これ、今出せいうんじゃありませんので。で、一つ、今さっきおっしゃられた、避難路の確保とおっしゃられたんですが、これを直されるのは結構なんです。が、前回の水害があった、水害でオーバーフローした、それによっていろんなことが起こった。だからそれには対応できる設計を見込んでいるんかどうか。少なくとも前回の災害、水が出た、その水を、十分、水が出ても、十分避難路が確保できる設計にする予定にしておるんかどうか。

○委員長（佐中）はい、建設課長。

○建設課長（木村）はい、今回のインフラ強靱化は、再度災害の防止ですので、30年7月豪雨災害の雨量を基に検討をさせていただくものでございます。

○委員長（佐中）ほかにありませんか。はい、前田委員。

○委員（前田）今の確認というか続きなんですけど、これも、何回かわしは言うとするんじゃがね、いわゆる6号と37号の結節から、橋の設計で、真ん中の仕切りがあるということで、確認だけでも、この仕切りを取れということを何回も言ってきている。要するに、分かりやすいか分かりにくいかわらんけども、橋の形として、相生橋かな、相生橋方式でね、ああいう形でやったほうがいいんじゃないかという、ある程度そういうプランを設計の中にとりか、委託の中に、想定しとするんかどうか、これが一つ。ついでにもう一つじゃけ言うとか、この37号、約200メートルぐらい、この間が、上流よりも狭いということを何回か言うてきておるんよ。川が上流よりも中流の方が狭い、だから、これを数字的に1メートルほど広げて、1メートルほど深くしなさい、4倍になりますよって言うとしたのに、の。それと、今のように最高の水のレベルから橋は1メートル上げなさい、これ基準だよ、国交省の。川の。ここらのところを含めて、縦断の設計というか、その流量の計算、どういうふうにしとするんか、要するに川の幅とそういう、千プラス、こういうふうなところは、どういうふうなんかの。

○委員長（佐中）はい、建設課長。

○建設課長（木村）1点目については御指摘の部分も踏まえて、いろいろな方法を検討することを見込んだ設計をしております。したがって仕切り板をなくす方法もございまして、ちょっとそこは、詳細設計の中で、複数案検討させていただこうと思っております。2点目につきましては、橋については当然もう今こちらの川は砂防指定

されておりますので、砂防基準に沿った橋の架替えを想定をしておるものでございます。それ以外の区間については、おっしゃられるように、砂防基準に基づくものすごい嵩上げになってしましまして、隣接宅地との影響というのは当然考えられます。ですから、その部分については、どういう形で必要最低限の改良ができるかというのを、この詳細設計の中で検討してまいりたいと考えております。

○委員長（佐中）前田委員。

○委員（前田）だから、そういうことでそこをお願いしとるんだけどね、去年の災害で御存じだろうと思うんですが、大きな原木というか流木というかね、大きいものでは憶測だけでも 50 センチぐらい、長さも 17、8 から 20 メーターぐらいのもの、そういうものが流れてきとる。だから、当然、その想定の中にそれらも入れて、川の流れるそのカーブ、17 メートル 20 メートルぐらいの原木が流れてくる。これが引っ掛かるんよ。おまけに木の根っこがひつついとるから、橋に高さが無い。特にこんなものは、今なら許可ならんじゃろうけども、羽根出し部分がある、橋のね、今でも深さがせいぜい何ぼ、60 センチもあるのかなあ。そこへ 60 センチぐらいのところに、45 センチ 50 センチ太さの原木ぐらい、根っこがありゃ、どうもせんでも 1 メートルはあるんよ。引っ掛かるな言う方が野暮なんよ。あんたらの言いたいことにわしが引っ掛かって言うようなもんじゃけども、そういうことで、しっかりそういうこともお願いして、そこらの流木が速やかに流れるというのか、その余裕、そういうところも想定して委託するのかどうかということを、改めて確認したい。

○委員長（佐中）はい、建設課長。

○建設課長（木村）流木とか転石につきましては、前にも答弁をさせていただいたと思うんですけども、砂防えん堤で止める部分、役割がございまして。それはやっぱり流木だったり転石、そういったものはあくまでもえん堤、それ以外のものについてを流すということを想定して、今回設計をさせていただきますので、そういう形での設計でございます。

○委員長（佐中）ほかにございせんか。はい、兼山委員。

○委員（兼山）1 点ですが、資料の 17 ですが、ちょっとこの資料の見方について、1 ページのこの補正予算の分で言うたら 24 ページの中学校のところなんです、配送用のトラックが入っていく流れの中で、おそらく、職員室の前を通っていくのか、もしそれでしたらあれ、レンガ調のブロックで搬送用トラックの重さに耐えられるのかなとか、いう、

そういうのを想定されての、もしそのルートなのか、逆に、テニスコート側の方からずっと走っていったお尻をつけるのかなあいうところですか。それ、どういうルートを辿るのかということと、生徒玄関の横なので、そういった安全面も含めてそこについてのお考えと、この資料なんでまとめて言いますけど、これは、配膳室のところ、これ、ちょっと私の元教室なんですけど、中2のときにここの教室だったんですが、1階の適応教室Aになってますけど、これを、どこに行くのか。コンセントは切替えて書いてあるんですけど、動力も含めて替えるのか。そこについて、お答えいただけますでしょうか。

○委員長（佐中）はい、学校教育課長。

○学校教育課長（森山）まず、トラックのルートについてでございますが、レンガ状のところ、海田中学校の前の、おそらく武道場の前のところのレンガのことかなというふうに思っておるんですけども、3トントラックの大きさで入ったときに、その部分については、業者等の見積もり等、立会いの下で大丈夫ではないかということの確認が取れておりますので、その下で、ルートの部分のレンガのところの補強等については、現在のところ検討はしておりません。それから玄関の使い方のところでございますと、保健室側のところの一番端の、スロープが横に付いた部分のところを想定して、そのコンクリートによって嵩上げをするというふうなイメージになります。現在、そこに一番近いところの下駄箱を使ってる状況がございますが、逆に言うと、一番裏、裏側というか、テニスコート側の方がまだ全然使っていない下駄箱のスペースがありますので、今後工事に入ると同時にですね、下駄箱の使用箇所が一部、学年によって変わってくるということのお願いを、学校の方へしております。それから、コンセントの差替え等については、その前にまず、教室の使用についての部分でございますが、適応指導教室、現在使用している状況でございますが、これ、以前に、デリバリー給食を始めたときに改装した部屋で、現在も、大っきな牛乳を保管するですね、冷蔵庫がありますので、そこに、もう一つの冷蔵庫を入れるためにコンセントを増やすということを想定しております。

○委員長（佐中）はい、建設課長。

○建設課長（木村）コンセントについては私の方から。コンセントはですね、元々100ボルトが付いておるんですけども、これはアース付きに替えるだけでございます。

○委員長（佐中）いいですか、はい、学校教育課長。

○学校教育課長（森山）最後に、適応指導教室の使用というところで御質問があったかと

と思いますが、学校との協議の中で、今年度中の工事の間の期間につきましては、同じ列のですね、教室が、もう1部屋空いた状態で、今、会議室として使用してるところを代用として使う予定としております。来年度につきましてはの移転場所につきましては、同様の教室を継続して使うか、若しくは南校舎1階部分の現在特別支援学級等を使用してる教室の学級が減になりますので、そちらの使用を検討するかのどちらかで、今、学校と協議をしている最中でございます。

○委員長（佐中）兼山委員。

○委員（兼山）およそ理解できたんですが、トラックのルートは、職員室の前も、先ほど課長の説明受けたのは、タイル調のところの部分で、レンガ調のところの部分もトラックの重さに耐えられるのかなど。職員室の前、校長先生の前、あっこですね。そこを通っていくんだったらレンガ調のブロックも大丈夫、耐え得るかっていう質疑ですが、どうでしょうか。

○委員長（佐中）はい、学校教育課長。

○学校教育課長（森山）同様の現場の確認の中で、職員室の前を通過して玄関前の方へ入るといふことの確認でいっております。その状況の中で、レンガに影響があるということについては聞いておりませんので、大丈夫ということを進めております。

○委員長（佐中）ほかにございせんか。はい、前田委員。

○委員（前田）今の16か、全部でいいんだよね。それで、16ページ、浄化槽の減少対策で、し尿の目減り対策ということで、昔3,000万円のどういふか、車1台で廃業といふのか転業補償金いふが、浄化槽のときのあんまりそういう目減り対策といふ話が、あんまり記憶にないんじゃないかね。それで、ここでは今、約300ね、300万でもええわ、細かい話はね。これは、いつまで続くといふのか、いふのが一つ、それはあるうちは全部続くんだらうけども、浄化槽の目減り対策といふのは、どういふふうに業者と約束しとるんかといふ、ここはね。さっきも言ったように、し尿の場合は、車1台が3,000万円と、どんだけが3,000万円であったか、わしも分からんけども、その辺のことをちょっと知りたい。

○委員長（佐中）はい、町民生活課長。

○町民生活課長（脇本）先ほど議員が言われた、し尿については、もう一旦支払いが終わっているところでございます。今回のお願いしてるのは、いわゆる浄化槽の減少化対策事業としての転廃交付金でございます。これについては、平成23年度に浄化槽の、そ

の当時の収集運搬業者 14 業者と、転廃交付金について締結をしまして、その年に債務負担行為を組ませていただいたものでございます。それから、その業者が廃業になる度に、1 社について、304 万 4,000 円を海田町の方がその業者に支払うという協定をしておりまして、今回 1 社の方から廃業届が出ましたので、お支払をするというところでございます。協定を結びましてから、今回も含めまして 6 業者が廃業しておりますので、残りが 8 業者まだ収集運搬業務をしておりますので、この業者が何て言うんすかね、転業というか廃業するところまで、この交付金というものが続くということになります。

○委員長（佐中）ほかに。前田委員。

○委員（前田）ということは、どうでもええんじゃけども、これずっと 304 万ということで、早う廃業したもんが、貨幣価値のことから言うたら得なような気もするんだけど、下水の整備進捗状況と兼ね合い、接続、個々の接続等の兼ね合いで明日辞めとうても、業者としては辞めれんと思うんだけど、ここらも、そういうことを含めて、端的な言い方すると、最後の 1 軒になったときに、業者は生計建てられない、ところが、1 軒はいつまでもいつまでも保留、接続直結をやらない。そうすると、この 308 万円、ずっと 10 年も 20 年も引っ張られて、最後の 1 軒、2 軒のために、その 1 社がずっと残ってくることになるんよ。そういうことも含めての、これ目減り対策、全部この一括、廃業時 304 万円払いますよと、こういう約束になっとったんかどうかということ。

○委員長（佐中）はい、町民生活課長。

○町民生活課長（脇本）議員おっしゃられるように、いわゆる浄化槽というのが 100 パーセントなくなるっていうのはなかなかないものと思っておりますので、少なくとも、残り、今 8 業者おりますけども、その業務量に応じて何社かが、かなりの年数残っていくものではないかというふうには思っております。ただですね、業者の方も、いわゆるその業務量とか、後継者という問題もあって、集約的なことがなされておまして、効率的に業務を行うために、少しずつ転業廃業したり、ほかのリサイクルショップをはじめたりというような転業してるところでございますので、議員が御懸念の残り一つの浄化槽のために何社か残るんでないかというような御懸念はありますけれども、安定的な浄化槽の汚泥収集のために、残りの債務負担行為は残っていくということになるろうかと思っております。

○委員長（佐中）ほかに、崎本委員。

○委員（崎本）ちょっとね、町民生活課長さん、の、それは 100 パーセントはならん訳よ

の。どうしてもならんよ。だけどの、あんたの言葉みたいなの、切り捨てみたいなのはやっちゃいけんよ。是非とも最後の1社でも残ってもらわな困るんよ。町民として見たらね。そういうものの考え方でやってもらわなかったらね、町民の生活ちゅうものは成り立たんと思うんよ。その点どう思われますか。

○委員長（佐中）はい、町民生活課長。

○町民生活課長（脇本）ちょっと言葉に。言い方が悪くて誤解を与えるという、すいませんでした。そういうふうには思っておりません。今回この転廃交付金を町が組んだのも、いわゆる業者を安定的に維持していくというのが目的でございます。元々が、下水道の整備に伴う合理化のところの特別措置法という法律がなされて、今、崎本委員が。

○委員（崎本）そんなこと聞いちゃらんよ。

○町民生活課長（脇本）そういう考えで、町も予算を組んでおりますので、引き続き町民に迷惑にならないように、その業者のコントロールといたしますか、業者数についてやっていきたいと思っております。

○委員長（佐中）はい、意見があればどうぞ。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）なしという声がございますが、質疑を終結することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）なしという声がありますので、これを決めます。

~~~~~○~~~~~

○委員長（佐中）続いて、41号議案、令和元年度海田町国民健康保険特別会計補正予算第1号、これを議題といたします。資料は18です。質疑があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）なしという声がございますが、質疑を終結することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）質疑を終結いたします。全て日程どおり、本日の5議案について審議をいたしました。これをもって、暫時休憩をいたします。執行部の方、御退席をお願いをいたします。再開は10時半。御苦労でした。

~~~~~○~~~~~

午前 10 時 15 分 休憩

午前 10 時 32 分 再開

~~~~~○~~~~~

○委員長（佐中） それでは、お揃いのようなので、休憩前に引き続き委員会を再開をいたします。これより各議案について順次採決を行います。まず、第 32 号議案、海田町森林環境譲与税基金条例の制定についてを採決いたします。32 号議案については質疑を終結しております。討論がございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

委員長（佐中） 討論があるという声がありますので、これから討論をはじめます。まず反対討論から先に行います。はい、岡田委員。

○委員（岡田） 第 32 号議案、海田町森林環境譲与税基金条例の制定について反対の討論を行います。森林整備等に必要な地方財源の確保のため、森林環境税を創設をするものがあります。森林を整備をして温室効果ガス排出削減の目標達成に資することも大きな目的とされております。これは 2023 年度で終了とされている東日本大震災からの復興を名目に 1 人 1,000 円を上乗せしている個人住民税への均等割を森林環境税と看板を変えて継続するものであります。個人住民税の均等割は、所得割が非課税の人にも課税をされる逆累進性の高い税です。看板を掛け換え恒久的に継続することは認められません。そもそも 1964 年の木材輸入の自由化により、海外の安価な木材の流入への対策を怠り、森林を衰退をさせてきた責任は歴代政府にあります。森林の所有者が林業に積極的になれない背景は、輸入自由化で木材価格が下落し経営悪化が常態化していることでもあります。個人から徴収をした税金で自治体に森林を管理させるのではなく、森林復興とそれを後押しをする政策の実効に、今こそ国が責任を持つべきであります。温暖化というのなら、原発ゼロを決断し、農山村に豊富にあるエネルギー資源の積極的な活用を地域経済や雇用確保の重要性、重要な柱として位置付けることで、森林の保全や林業振興の新たな可能性も追求をすべきです。森林整備の財源は、国の一般会計の森林予算や地方交付税で補償すべきであります。以上のことから、この第 32 号議案に反対をいたします。

○委員長（佐中） 続いて、賛成討論があれば発言を許します。下岡委員。

○7 番（下岡） この森林環境譲与税の創設はですね、趣旨目的にありますとおりですね、地球温暖化防止、災害防止、国土保全及び水源涵養等ということですね、現在の日本に課せられておる課題を克服するための税でありますのでですね、新設ということでは

すね、賛成いたします。

○委員長（佐中）ほかに、討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）なしという声がございますので、これより、起立による採決を行います。

はい、分かりました。ただいまの討論を終結することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）異議なしと認めます。よって、討論を終結いたします。それでは、これにより、起立により採決を行います。お諮りいたします。第 32 号議案は、原案のとおり決するに皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（佐中）賛成多数。よって、第 32 号議案は、原案のとおり決定をされました。以上で、第 32 号議案は、終わります。

続いて、第 33 号議案、会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定についてを採決をいたします。第 33 号議案については質疑が終結をしております。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。第 33 号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）異議なしと認めます。よって 33 号議案は、原案のとおり可決されました。

続いて、第 34 号議案、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定を採決いたします。34 号議案について質疑が終結しております。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。第 34 号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐中）異議なしと認めます。よって第 34 号議案は、原案のとおり可決されました。

続いて第 40 号議案、令和元年度海田町一般会計補正予算を採決いたします。第 40 号

議案については、質疑が終結しております。討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐中) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。第40号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐中) 異議なしと認めます。よって、第40号議案は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第41号議案、令和元年度海田町国民健康保険特別会計補正予算を採決いたします。第41号議案については、質疑が終結しております。討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐中) なしという声があります。討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。第41号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐中) 異議なしと認めます。よって、第41号議案は、原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。委員会の報告については、委員長に御一任いただきたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐中) 異議なしと認めます。よって、委員会報告については、委員長一任ということにさせていただきます。

以上をもって、予算委員会を閉会をいたします。大変御苦勞様でございました。ありがとうございました。

午前10時40分 閉会

※ 会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

令和2年 月 日

予算委員会委員長

予算委員会副委員長